

## 綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めた綾瀬市耐震改修促進計画に基づき、地震に強いまちづくりを推進するため、沿道建築物の耐震診断を行う所有者に対し、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等交付に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、耐震改修促進法において使用する用語のほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に掲げるもの（国、地方公共団体、独立行政法人等が所有するもの及び所有する部分を除く。）をいう。
- (2) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (4) 耐震判定委員会等 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価、判定等を行う委員会等をいう。

### (補助対象建築物)

第3条 この要綱による補助の対象となる沿道建築物は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手した建築物であること。
- (2) 耐震診断に関し、この要綱以外に定める補助金の交付決定を受けていない建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱による補助

の対象となる住宅については、この要綱の補助の対象としない。

(補助対象者)

第4条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 耐震診断を行う沿道建築物の所有者
- (2) 前号に掲げるもののほか市長がこれと同等と認める者
- (3) 市税の滞納がない者

2 この要綱により既に補助金の交付を受けている者のうち当該補助金の交付対象となった前条に規定する対象建築物の耐震診断事業を行った者は補助対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額で、1件につき200万円を限度とする。

2 前項の耐震診断に要する費用は、次の表に掲げる建築物の部分ごとに算定し、それぞれ耐震診断費用の限度額を合計した額を限度額とする。

建築物の部分	耐震診断費用の限度額
面積1,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり3,670円
面積1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり1,570円
面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,050円

3 前2項のほか、設計図書の復元、耐震判定委員会等の評価に要する費用については、157万円を限度として加算することができる。

4 第1項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定により申請する場合において、市税納付状況調査同意書（第1号様式の2）を提出したときは、市税の滞納がないことを証する書類の提出を要しない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、当該申請に係る書類

等の審査をし、速やかに規則第5条の規定に基づき補助金の交付の適否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定したときは、その決定内容及び条件等を綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受領後、速やかに耐震診断に着手しなければならない。

（補助金の交付申請の変更及び中止）

第9条 補助事業者が補助金の交付の決定を受けた事業の内容又は事業の経費の配分を変更及び中止しようとするときは、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金変更・中止交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

（補助金の変更交付決定）

第10条 前条の規定による補助金の変更交付の決定通知は、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（適正及び評価）

第11条 補助事業者は、耐震診断の完了時まで、耐震診断の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けなければならない。

（事業の完了及び実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、耐震診断の完了後、速やかに綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金完了実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条に規定する綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金完了実績報告書が提出され、かつ、補助事業者が第11条の規定による評価を受けた後に交付手続きを行う。

- 2 補助事業者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付請求書（第6号様式）に関係書類を添えて市長へ提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号（ ） ー

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。  
なお、綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

建築物概要	所在地	綾瀬市 (地名地番表記)			
	建築年月日	昭和 年 月 日 頃竣工			
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	階数	地上 階、地下 階			
	用途				
	面積	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	増築有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
耐震診断者	増築年月日	年 月 日 頃着工	増築部分延べ面積	m <sup>2</sup>	
	住所				
	所属事務所名	建築士事務所 登録第 号			
	代表者名等				
	診断者名	建築士 登録第 号			
電話	( )				

※ 別紙も記入の上、必ず提出すること。

別紙

交付申請額の算出方法	全体事業費	事業者の全体見積もり金額	円	
	耐震診断に要する費用 (補助基本額)	(ア) 補助対象事業費※1	円	
		補助対象床面積	m <sup>2</sup>	
		面積限度額※2	m <sup>2</sup> × 3,670 円/m <sup>2</sup> =	円
			m <sup>2</sup> × 1,570 円/m <sup>2</sup> =	円
			m <sup>2</sup> × 1,050 円/m <sup>2</sup> =	円
			(イ) 合計	円
		(ウ) = (イ) + 1,570,000	円	
	(ア)、(ウ)の低い金額	円		
交付申請額※3	補助基本額 × 2/3	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図（確認申請時の図面及び現況図）、現況写真 <input type="checkbox"/> 建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類 <input type="checkbox"/> 用途別建物求積図（現況） <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書の写し（所有者等又は管理組合が法人の場合） <input type="checkbox"/> 手続き及び通知等に関する委任状（代表者以外のものが申請する場合） <input type="checkbox"/> 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 耐震診断及び耐震判定委員会等の評価に要する費用の見積書の写し <input type="checkbox"/> 市税納付状況調査同意書※4			
連絡先	住所			
	会社名等			
	担当者名			
	電話番号	( )		

※1 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費及び消費税を除いた額とすること。

※2 面積限度額は、1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 3,670 円/m<sup>2</sup>以内、面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は 1,570 円/m<sup>2</sup>以内、面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は 1,050 円/m<sup>2</sup>以内とすること。

(例) 補助対象床面積 3,000 m<sup>2</sup>の場合

$$1,000 \text{ m}^2 \times 3,670 \text{ 円/m}^2 = 3,670,000 \text{ 円}$$

$$1,000 \text{ m}^2 \times 1,570 \text{ 円/m}^2 = 1,570,000 \text{ 円}$$

$$1,000 \text{ m}^2 \times 1,050 \text{ 円/m}^2 = 1,050,000 \text{ 円} \quad \text{合計 } 6,290,000 \text{ 円}$$

※3 交付申請額は、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

※4 市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。

- ①市税の納税証明書 ②建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第1号様式の2（第6条関係）

市税納付状況調査同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（沿道建築物の所有者）

住 所  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
\_\_\_\_\_

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	



第3号様式（第9条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金変更・中止交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号（ ） ー

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日  
付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区 分	変更 ・ 中止	
理 由		
内 容	変更前	変更後

第4号様式（第10条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付で交付決定した綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない 理由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第5号様式（第12条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金完了実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号（ ） ー

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

建築物所在地	綾瀬市 (地名地番表記)
耐震診断実施日	年 月 日
交付決定額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書の写し <input type="checkbox"/> 耐震判定委員会等の評価書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し又は請求書の写し※ <input type="checkbox"/> その他

※ 請求書の写しを添付した場合は、支払い後領収書の写しを必ず提出すること。

第6号様式（第13条関係）

綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市沿道建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		